第二十二条の二十の二第一項中「第六十七条第一項」を「第六十七条」に改める。

第二十三条の五の三第二十三項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第二十三条の五の四第二十二項中「国税庁長官は、」の下に「別表第十二㈠から別表第十二㈤までの書式及び」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさを別表第十二㈠から別表第十二㈥までに定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第二十四条の十三第一項中「電波法施行規則」の下に「（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）」を加える。

第三十条の二第一項第二号を次のように改める。

二　当該登記を受ける事項が記載された施行令第四十二条の六第二項各号に掲げる計画に係る認定の日

第三十条の二第一項第三号中「一の認定事業再編計画又は一の認定事業基盤強化計画」を「同項各号に掲げる計画」に改める。

第三十七条を次のように改める。

（免税対象物品から除かれる物品の範囲）

第三十七条　法第八十六条の二第一項に規定する財務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品

二　金及び白金の地金その他通常生活の用に供しないもの

第三十七条の二の見出しを「（海軍販売所等で購入した免税対象物品を亡失した場合の免税手続等）」に改め、同条中「第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第四項ただし書」を「第八十六条の二第四項ただし書」に、「を当該物品」を「を当該免税対象物品」に改め、同条第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改め、同条第二号から第五号までの規定中「物品」を「免税対象物品」に改め、同条第六号中「物品の法第八十六条の二第三項において準用する消費税法第八条第四項」を「免税対象物品の法第八十六条の二第四項」に改め、同条を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

法第八十六条の二第三項本文の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に亡失証明書を添付して、これを出港地の所轄税関長（その者が同条第一項に規定する合衆国軍隊の構成員等でなくなる場合には、そのなくなる時におけるその者の住所又は居所の所在地の所轄税務署長）に提出しなければならない。

一　申請者の住所又は居所及び氏名

二　亡失の事情及びその場所

三　当該免税対象物品（法第八十六条の二第一項に規定する免税対象物品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の購入の年月日

四　当該免税対象物品の品名並びに品名ごとの数量及び価額

五　当該免税対象物品を購入した海軍販売所等（法第八十六条の二第一項に規定する海軍販売所等をいう。第三項第五号において同じ。）の名称及び所在地

2　前項の亡失証明書の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した書類をその亡失の場所の最寄りの税務署の税務署長に提出しなければならない。

一　提出者の住所又は居所及び氏名

二　前項第二号から第五号までに掲げる事項

第三十七条の三第一項中「は、同規則」を「は、同令」に、「同規則第七条第一項、第七条の二第二項、第十条の四及び第十条の六第一項」を「同令第八条第五項及び第九条第七項」に、「翌日」と、同規則」を「翌日」と、同令」に、「同規則第十九条」を「同令第十九条」に改める。

第三十七条の四の四第一項を次のように改める。

施行令第四十六条の八の二第一項に規定する財務省令で定める書類は、その者が最後に入国した日までに国内（酒税法の施行地をいう。第三項において同じ。）以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき確認ができる次に掲げる書類（第二号及び第三号に掲げる書類にあつては、同日から起算して六月前の日以後に作成されたものに限る。）のいずれかとする。

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード（同項第二号に規定する転出の予定年月日が記載されたものに限る。）

二　領事官（領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。）の在留証明

三　戸籍の附票の写し

第三十七条の四の四第二項中「第四十六条の八の二第三項第一号イ」を「第四十六条の八の二第二項第一号」に、「同号イ」を「同号」に、「次条第五項第一号、第三十七条の四の八第一項及び第二項並びに第三十七条の四の九」を「第二号」に、「消費税法施行規則第六条第二項各号に」を「次に」に改め、同項に次の各号を加える。

一　氏名、国籍、生年月日、在留資格及び上陸年月日

二　旅券等の種類及び旅券の番号

第三十七条の四の四第三項中「第四十六条の八の二第三項第一号ロ」を「第四十六条の八の二第二項第二号」に、「次の各号に掲げる書類の区分に応じ当該各号に定める事項」を「当該書類の名称及び当該書類に記載された国内以外の地域に住所又は居所を有することとなつた年月日に関する事項」に改め、同項各号を削り、同条第四項及び第五項を削る。